

**15名様限定**

(最小催行人員10名様)

**49,800円**

(1名様1室/大人・子供お一人様)

空港へ入場し  
**AIR DO**  **で行く**



イメージ

# 帯広空港見学の1泊2日 添乗員同行

ポイント1

羽田空港では

空港インフォメーションセンター見学

ポイント2

帯広競馬場では

世界で唯一の「ひき馬」競馬見学

ポイント3

帯広空港では

空港帯広空港事務所による除雪の講義  
除雪車・摩擦計測車・化学消防車の見学を行います。



イメージ

見学内容は当日変更となる場合がございます。

**スケジュール ※[ ]は見学時間の目安です。**



**羽田空港インフォメーションセンター**

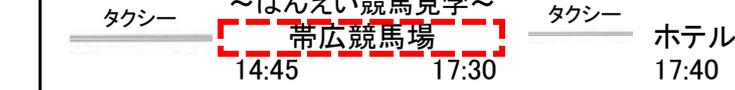
空港利用者数、世界第5位(2011年度)の羽田空港を支える、羽田空港国内線のインフォメーションを見学します。

食事  
朝×昼×夕×



**帯広競馬場**  
世界で唯一の「ひき馬」競馬を見学します。

**ポイント2**  
～ばんえい競馬見学～  
帯広競馬場  
14:45 17:30



朝○昼○夕×

**帯広ワシントンホテル**



- JR帯広駅徒歩2分
- 洋室1名1室 バスト・トイレ付

■旅行代金に含まれるもの■  
上記日程表に明示した往復の航空運賃(個人包括旅行割引運賃適用)料金、交通費、宿泊費、食事代、入場料、旅行傷害保

■その他ご注意■  
上記日程表に明示した時刻は目安です。当日の状況によっては若干の変更がございます。

**HAPPINESS ご旅行条件(抜粋) (お申し込み前必ずお読みください)**

この書面は旅行業法第12条の4による、取引条件説明書面及び旅行契約が締結された場合は同12条の5による契約書面の一部となります。

このツアーは羽田旅客サービス株式会社が企画・募集し実施する企画旅行です。参加されるお客様と当社との企画旅行契約は各コースごとに記載されている条件及び下記の旅行条件と当社旅行約款(募集企画旅行契約の部)によります。

1.募集企画旅行契約  
(1)この旅行は、羽田旅客サービス株式会社(以下「当社」といいます)が企画・募集・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集企画旅行契約を締結することになります。  
(2)募集企画旅行契約の募集・実施は、パンフレット、ホームページ、本旅行約款、出発前に送られる募集旅行日程表及び当社募集企画旅行契約の部によります。  
(3)パンフレット等に交通・宿泊施設等の名称が記載されている場合は、利用予定の施設名も併せて記載した上で、原簿記載を本項(2)の募集旅行日程表に明示します。その場合も、手配状況の随時変更については交付前まで対応を要し、変更を要する場合は、旅行約款を本項(2)の募集旅行日程表に明示します。  
(4)当社募集企画旅行契約の旅行に当っては予約の全部又は一部の旅行費、手配変更手数料、その他の諸条件に代りさせていただきます。(以下、「予約代金」といいます。)

2.旅行の申込み及び契約の成立と解除  
(1)本旅行に所要の旅行申込書に所要の事項を記入のうえ、パンフレット又はホームページに記載した申込書を送っていただきます。申込書を送った時点で成立するものといたします。また、旅行約款が当社が契約の締結を承諾し、申込書を受領した時点で成立するものといたします。  
(2)旅行代金の支払いは、お申し込みの日、その一部として行われます。また、旅行約款が当社が契約の締結を承諾し、申込書を受領した時点で成立するものといたします。

旅行代金	3万円未満	6万円未満	10万円未満	15万円未満	15万円以上
お申し込み(各1人)	6,000円	12,000円	20,000円	30,000円	旅行代金の20%

(3)当社は募集企画旅行契約の予約申込みを受け付けることとなります。この場合、当社より旅行申込書・申込書を送ります。これらに添付したパンフレット及び旅行申込書の送付と申込書(各一人)の旅行代金(各1万円未満の場合は全額)をお支払いしていただきます。募集企画旅行の申込みの場合、旅行約款は当社が申込書を送った時点で成立するものといたします。ただし、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって14日目に当たるお申し込みの日の場合は、旅行申込書が申込書に送付されず、当日に到着する前日まで全額お支払いいただけます。それをもって旅行契約の成立となります。  
(4)当社は、旅行グループを定める旅行申込書に添付したお申し込みの日の場合、旅行約款が当社が契約の締結を承諾し、申込書を受領した時点で成立するものといたします。

3.旅行代金の支払  
(1)旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって14日前までに支払っていただきます。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって14日前に当たる日以前にお支払の場合は、旅行開始日の前日まで指定する期日に全額お支払いいただけます。  
(2)旅行代金の支払いは、お申し込みの日、その一部として行われます。また、旅行約款が当社が契約の締結を承諾し、申込書を受領した時点で成立するものといたします。

4.旅行約款の成立と解除  
(1)旅行約款の成立は、お客様のご都合で旅行を取消される場合は、旅行代金に対してお1人様につき定める取消料をいただきます。なお、お客様のご都合によるキャンセル、ご旅行期間の変更、運送・宿泊施設等旅行中の一部の変更については、旅行開始日の前日から起算して21日前までは無料、それ以降は旅行代金の20%とし、キャンセル料に課税いたします。又、旅行代金のご都合で一部の旅行費を取消される場合は、旅行約款が当社が契約の締結を承諾し、申込書を受領した時点で成立するものといたします。  
(2)オプションプログラム等に関する取消料は利用日をもって別途お支払いいたします。  
(3)旅行約款が当社が契約の締結を承諾し、申込書を受領した時点で成立するものといたします。旅行約款が当社が契約の締結を承諾し、申込書を受領した時点で成立するものといたします。  
(4)旅行代金は、当社の募集企画旅行契約の第1回金納付(各1万円)を旅行開始日に取消料を支払うことなく募集企画旅行契約を解除することができます。  
(5)お申し込みいただきましたお客様が募集企画旅行契約の第1回金納付(各1万円)を旅行開始日に取消料を支払うことなく募集企画旅行契約を解除することができます。  
(6)旅行代金の支払いは、お申し込みの日、その一部として行われます。また、旅行約款が当社が契約の締結を承諾し、申込書を受領した時点で成立するものといたします。

5.旅行開始前の旅行契約の解除・払戻(当社の裁量による)  
(1)当社が指定する期日までにお客様が旅行代金を全額お支払いしない場合は、当社は旅行契約を解除することができます。このときは、当社は旅行開始日の前日にお支払いいただいた旅行代金を返金いたします。旅行開始日の前日までに旅行代金を全額お支払いいただいた場合は、当社は旅行契約を解除することができます。このときは、当社は旅行開始日の前日までに旅行代金を返金いたします。  
(2)旅行約款に該当する場合は、当社は旅行契約を解除することができます。  
a.お客様が当社のあらかじめ明示した性別・年齢・資格・健康その他旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき。  
b.お客様が旅行開始前、必要不可欠な理由の不在その他の事由により、当該旅行に参加できないと認められたとき。  
c.お客様が旅行開始前、必要不可欠な理由の不在その他の事由により、当該旅行に参加できないと認められたとき。  
d.お客様が旅行開始前、必要不可欠な理由の不在その他の事由により、当該旅行に参加できないと認められたとき。  
e.お客様が旅行開始前、必要不可欠な理由の不在その他の事由により、当該旅行に参加できないと認められたとき。  
f.お客様が旅行開始前、必要不可欠な理由の不在その他の事由により、当該旅行に参加できないと認められたとき。  
g.お客様が旅行開始前、必要不可欠な理由の不在その他の事由により、当該旅行に参加できないと認められたとき。  
h.お客様が旅行開始前、必要不可欠な理由の不在その他の事由により、当該旅行に参加できないと認められたとき。  
i.お客様が旅行開始前、必要不可欠な理由の不在その他の事由により、当該旅行に参加できないと認められたとき。  
j.お客様が旅行開始前、必要不可欠な理由の不在その他の事由により、当該旅行に参加できないと認められたとき。  
k.お客様が旅行開始前、必要不可欠な理由の不在その他の事由により、当該旅行に参加できないと認められたとき。  
l.お客様が旅行開始前、必要不可欠な理由の不在その他の事由により、当該旅行に参加できないと認められたとき。  
m.お客様が旅行開始前、必要不可欠な理由の不在その他の事由により、当該旅行に参加できないと認められたとき。  
n.お客様が旅行開始前、必要不可欠な理由の不在その他の事由により、当該旅行に参加できないと認められたとき。  
o.お客様が旅行開始前、必要不可欠な理由の不在その他の事由により、当該旅行に参加できないと認められたとき。  
p.お客様が旅行開始前、必要不可欠な理由の不在その他の事由により、当該旅行に参加できないと認められたとき。  
q.お客様が旅行開始前、必要不可欠な理由の不在その他の事由により、当該旅行に参加できないと認められたとき。  
r.お客様が旅行開始前、必要不可欠な理由の不在その他の事由により、当該旅行に参加できないと認められたとき。  
s.お客様が旅行開始前、必要不可欠な理由の不在その他の事由により、当該旅行に参加できないと認められたとき。  
t.お客様が旅行開始前、必要不可欠な理由の不在その他の事由により、当該旅行に参加できないと認められたとき。  
u.お客様が旅行開始前、必要不可欠な理由の不在その他の事由により、当該旅行に参加できないと認められたとき。  
v.お客様が旅行開始前、必要不可欠な理由の不在その他の事由により、当該旅行に参加できないと認められたとき。  
w.お客様が旅行開始前、必要不可欠な理由の不在その他の事由により、当該旅行に参加できないと認められたとき。  
x.お客様が旅行開始前、必要不可欠な理由の不在その他の事由により、当該旅行に参加できないと認められたとき。  
y.お客様が旅行開始前、必要不可欠な理由の不在その他の事由により、当該旅行に参加できないと認められたとき。  
z.お客様が旅行開始前、必要不可欠な理由の不在その他の事由により、当該旅行に参加できないと認められたとき。

個人情報の取り扱いについて (1)羽田旅客サービス株式会社(以下「当社」といいます)は、旅行申し込みの際にご提出いただいた個人情報について、お客様との連絡や運送・宿泊機関等の手配の為に利用させていただきます。必要範囲内において当該機関等に提出いたします。(2)当社が取り扱う商品、サービスに関する情報をお客様に提供させていただきます。ご了承ください。

**旅行企画・実施**

**羽田旅客サービス株式会社**

観光庁長官登録旅行業第1927号  
(社)日本旅行業協会正会員  
〒144-0041 東京都大田区羽田空港3丁目3番2号第1旅客ターミナルビル

総合旅行業務取扱管理者(国内)とは、お客様の旅行を取扱う旅行会社・営業所での取引に関する責任者です。この旅行契約に  
関し、担当者からの説明に不明な点があれば、ご連絡先左記の取扱管理者におたずねください。

国内旅行傷害保険加入のすすめ 安心してご旅行をしていただくため、お客様ご自身で保険をかけられますようおすすめいたします。

**お申込み・お問合わせ**  
羽田旅客サービス株式会社 浜松町旅行センター  
03-3437-5521 (平日10:00~18:00 土日祝休み)  
上記のお時間以外であれば  
<http://www.hps-co.jp/form/>  
※営業時間外のお問い合わせにつきましては、翌営業日以降になりますのでご了承ください。  
国内旅行業務取扱管理者 橋本敬